

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。）」の次に「又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第2号及び第4号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する保護者がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲げる行為

第3条第2項中「被害者」の次に「又は監護者」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

住民基本台帳に係る個人情報の保護を図るための住民基本台帳法（昭和42年

法律第 81 号) 第 11 条の 2 等の請求の拒否をする場合の規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。